

2020年7月17日

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会
理事長 大森 利夫 様

一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会
理事長 仲間 信男 様

一般社団法人 カラオケ使用者連盟
理事長 梶 喜代三郎 様

一般社団法人 日本音楽著作権協会
常務理事・業務本部統括 宮内 隆



新型コロナウイルス感染症に伴う当協会の取扱いの変更について

平素より当協会の業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社交飲食店やカラオケ歌唱室等の減免・解約措置として、2020年4月10日付「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う当協会の対応について」のとおり対応して参りました。

政府による緊急事態宣言が解除され、多くの都道府県で営業自粛要請が解除されている状況を踏まえ、2020年8月から、下記のとおり、各店舗と締結している利用許諾契約の約定どおりの取扱いに戻しますのでお知らせいたします。

記

1 減免・解約の届出方法

新型コロナウイルス感染拡大が原因で営業停止・廃業した場合は、事後の届出をお認めし、休業にかかる証憑書類を不要としておりましたが、あらかじめ書面により届け出いただく方法に戻します。

2 減免措置の条件

当協会管理楽曲の利用期間が1か月未満の場合も、1か月の利用期間に応じて月額使用料を減額して参りましたが「管理著作物の利用できない期間が1か月を超えて継続的に不能の状態」である場合に使用料を減免する取扱いに戻します。

以上